

報 道 資 料

平成26年9月26日

奈良県医療政策部地域医療連携課
医師・看護師確保対策室
室 長 石 井（内 3190）
電 話 0742-27-8655

奈良労働局労働基準部監督課
課 長 神 田
電 話 0742-32-0204

奈良県医療勤務環境改善支援センターを開設します

医師・看護師等の離職防止及び定着促進を図るため、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートする「奈良県医療勤務環境改善支援センター」を開設します。

本センターでは、「医業経営アドバイザー」が経営面での相談に応じるとともに、奈良労働局の委託事業により配置される「医療労務管理アドバイザー」が労務管理についての相談に応じることで、医療機関の勤務環境改善を経営と労務管理の両面からサポートします。

なお、本センターの運営は、一般社団法人奈良県病院協会に委託して実施します。

■名 称 奈良県医療勤務環境改善支援センター

■開 設 日 平成26年10月1日

■設置場所 一般社団法人奈良県病院協会 4階（〒634-0061 橿原市大久保町454-10）

■業務の概要

医療機関の勤務環境改善に向けた自主的な取組を促進するため、地域の関係団体との連携を図りながら、医療機関からの勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行います。

○勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

労務管理や医業経営のアドバイザーが、各医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応するとともに、ニーズに応じて医療機関を訪問し、勤務環境改善計画の策定など、計画的な勤務環境改善の取組を支援します。

【相談受付】 平日 9時～17時（土・日・祝日・年末年始休み）

電話番号：0744-22-5750

○勤務環境改善に関する研修会の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会を開催します。

○勤務環境改善を促進するための周知・広報

※ 本センターは、医療法の改正により、医療従事者の勤務環境改善に関する規定（第30条の13～16）が新設され、平成26年10月1日から施行されることに伴い設置するものです。

奈良県医療勤務環境改善支援センター

目 的

医療従事者の勤務環境改善を促進するための拠点として、「奈良県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対し必要な支援を行うことにより、医療従事者の離職防止及び定着促進を図る。

設置場所

〒634-0061

奈良県橿原市大久保町 454-10

一般社団法人 奈良県病院協会 4階

開 設 日：平成 26 年 10 月 1 日

開所日時：平日 9時～17時

(土・日・祝日・年末年始休み)

電話番号：0744-22-5750

業務内容

○勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

医療経営アドバイザーによる支援

(診療報酬、組織マネジメント、医療制度・医事法制、経営管理 等)

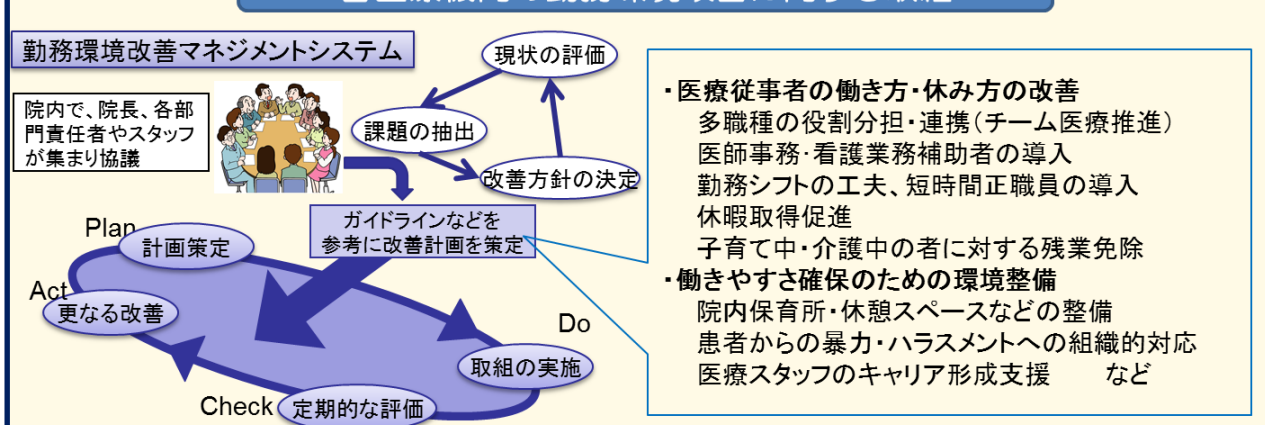
医療労務管理アドバイザーによる支援

(勤務シフトの見直し、労働時間管理、休暇取得促進、就業規則の策定・改廃 等)

○勤務環境改善に関する研修会

○勤務環境改善を促進するための周知・広報

各医療機関の勤務環境改善に関する取組



専門家による支援、研修会 等

医療勤務環境改善支援センター

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

医療経営アドバイザー(医療経営コンサルタント)

地域の関係団体と連携した支援

○改正医療法 関連条文（医療機関の勤務環境改善関連） 平成26年10月1日施行

第30条の13 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

第30条の14 厚生労働大臣は、前条の規定に基づき病院又は診療所の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

第30条の15 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- (1) 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- (2) 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第1項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

4 第2項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第30条の16 国は、前条第1項各号に掲げる事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。